

新	旧	備 考
<p>第10部 木材パルプ、纖維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙 並びに紙及び板紙並びにこれらの製品</p> <p>第47類 木材パルプ、纖維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙</p> <p>(省 略) 総説</p> <p>この類のパルプは、主として各種の植物材料又は植物性紡織用纖維のくずから得られる纖維素繊維から成つている。 国際貿易上最も重要なパルプは木材パルプで、その調製法により機械木材パルプ、<u>化学木材パルプ</u>、セミケミカルパルプ又はケミグランドパルプと呼ばれる。主に使用される木材は、まつ、とうひ、ポプラ及びヤマナラシであるが、ビーチ、くり、ユーカリ及びある種の熱帯産木材等の堅い木材も使用される。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第10部 木材パルプ、纖維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙 並びに紙及び板紙並びにこれらの製品</p> <p>第47類 木材パルプ、纖維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙</p> <p>(省 略) 総説</p> <p>この類のパルプは、主として各種の植物材料又は植物性紡織用纖維のくずから得られる纖維素繊維から成つている。 国際貿易上最も重要なパルプは木材パルプで、その調製法により機械木材パルプ、<u>化学木材パルプ</u>又はセミケミカルパルプと呼ばれる。主に使用される木材は、まつ、とうひ、ポプラ及びヤマナラシであるが、ビーチ、くり、ユーカリ及びある種の熱帯産木材等の堅い木材も使用される。</p> <p>(省 略)</p>	

	新	旧	備 考
47.01	<p>機械木材パルプ (省 略)</p> <p>機械木材パルプは、繊維が比較的短かく、かつ、弱い物品が得られるため、一般に単独で使用されることはない。製紙工程において、しばしば、化学パルプが混合される。新聞用紙は、通常、このような混合物から製造されている（48類注4参照）。</p>	<p>機械木材パルプ (省 略)</p> <p>機械木材パルプは、繊維が比較的短かく、かつ、弱い物品が得られるため、一般に単独で使用されることはない。製紙工程において、しばしば、化学パルプが混合される。新聞用紙は、通常、このような混合物から製造されている（48類注3参照）。</p>	
47.05	<p>機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ (省 略)</p> <p>ケミグランドパルプは新聞用紙の製造において使用される（48類の注4参照）。これらは、また、ティッシュ及びグラフィックペーパーの製造にも使用される。 (省 略)</p>	<p>セミケミカル木材パルプ (省 略)</p> <p>ケミグランドパルプは新聞用紙の製造において使用される（48類の注3参照）。これらは、また、ティッシュ及びグラフィックペーパーの製造にも使用される。 (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙（厚さ及び1平方メートルについての重量を問わない。）を含む。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 7の規定が適用される場合を除くほか、第48.01 項から第48.05 項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第48.03 項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 第48.02 項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」と「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p>重量が1平方メートルにつき150 グラム以下の紙及び板紙にあつては、</p> <p>(a) 機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。 2 全体を着色してあること。 <p>(b) 灰分の含有量が8 %を超えること、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。 2 全体を着色してあること。 <p>(c) 灰分の含有量が3 %を超えること、かつ、白色度が60%以上であること。</p> <p>(d) 灰分の含有量が3 %を超えること、かつ、白色度が60%未満であること、かつ、比破裂強さが1 グラム每平方メートルの紙につき2.5 キロパスカル以下であること。</p> <p>(e) 灰分の含有量が3 %未満であること、かつ、白色度が60%以上であり、かつ、比破裂強さが1 グラム每平方メートルの紙につき2.5 キロパスカル以下であること。</p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	<p style="text-align: center;">第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>(新 設)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 6の規定が適用される場合を除くほか、第48.01 項から第48.05 項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第48.03 項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 第48.02 項には、手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p>重量が1平方メートルにつき 150 グラム以下の紙及び板紙にあつては、</p> <p>(a) 機械パルプの含有量が10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。 2 全体を着色してあること。 <p>(b) 灰分の含有量が8 %を超えること、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。 2 全体を着色してあること。 <p>(c) 灰分の含有量が3 %を超えること、かつ、白色度が60%以上であること。</p> <p>(d) 灰分の含有量が3 %を超えること、かつ、白色度が60%未満であり、かつ、比破裂強さが1 グラム每平方メートルの紙につき2.5 キロパスカル以下であること。</p> <p>(e) 灰分の含有量が3 %未満であること、かつ、白色度が60%以上であり、かつ、比破裂強さが1 グラム每平方メートルの紙につき 2.5 キロパスカル以下であること。</p> <p style="text-align: center;">(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
(前葉より)	(前葉より)	
<p>重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙にあつては、</p> <p>(a) 全体を着色してあること。</p> <p>(b) 白色度が60%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1 厚さが225マイクロメートル(ミクロン)以下であること。</p> <p>2 厚さが225マイクロメートル(ミクロン)を超え508マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が3%を超えること。</p> <p>(c) 白色度が60%未満であつて、厚さが254マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が8%を超えること。</p> <p>ただし、第48.02項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード(ティーバッグペーパーを含む。)並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。</p> <p><u>6~7</u> (省略)</p> <p>8 第48.01項及び第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。</p> <p>(a) 幅が<u>36センチメートル</u>を超えるストリップ状又はロール状のもの</p> <p>(b) 折り畳んでない状態において1辺の長さが<u>36センチメートル</u>を超えて、その他の辺の長さが<u>15センチメートル</u>を超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもの</p>	<p>重量が一平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙にあつては、</p> <p>(a) 全体を着色してあること。</p> <p>(b) 白色度が60%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>1 厚さが225マイクロメートル(ミクロン)以下であること。</p> <p>2 厚さが225マイクロメートル(ミクロン)を超え508マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が3%を超えること。</p> <p>(c) 白色度が60%未満であつて、厚さが254マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が3%を超えること。</p> <p>ただし、第48.02項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード(ティーバッグペーパーを含む。)並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。</p> <p><u>5~6</u> (省略)</p> <p><u>7(A)</u> 第48.01項、第48.02項、第48.04項から第48.08項まで、第48.10項及び第48.11項には、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。</p> <p>(a) 幅が<u>15センチメートル</u>を超えるストリップ状又はロール状のもの</p> <p>(b) 折り畳んでない状態において一辺の長さが<u>36センチメートル</u>を超えて、その他の辺の長さが<u>15センチメートル</u>を超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもの</p> <p>もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの(大きさ及び形状を問わない。)は、6の規定が適用される場合を除くほか、第48.02項に属する。</p> <p><u>7(B)</u> 第48.03項及び第48.09項には、紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。</p> <p>(a) 幅が<u>36センチメートル</u>を超えるストリップ状又はロール状のもの</p> <p>(b) 折り畳んでない状態において一辺の長さが<u>36センチメートル</u>を超えて、その他の辺の長さが<u>15センチメートル</u>を超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもの</p>	
<p><u>9~12</u> (省略)</p> <p>(次葉へ)</p>	<p><u>8~11</u> (省略)</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>号注</p> <p>1 ~ 2 (省 略)</p> <p>3 第4805.11号において「段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全纖維重量の65%以上であり、かつ、CMT 30(コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p> <p>4 第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT 30(コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5 第4805.24号及び第4805.25号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ(さらしてあるかないかを問わない。)から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき2キロパスカル以上であるものをいう。</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 第4810.22号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全纖維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。</p> <p>(省 略)</p> <p>(次葉へ)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>号注</p> <p>1 ~ 2 (省 略)</p> <p>3 第4805.10号において「段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)の含有量が全纖維重量の65%以上であり、かつ、CMT 60(コントラ中しん試験で60分調湿後)による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において196ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 第4810.21号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全纖維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。</p> <p>(省 略)</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>総説 (省 略)</p> <p>塗布した紙及び板紙 (省 略)</p> <p>特に次のような理由により、区別基準が明白でない場合がある。すなわち、薄く塗布した紙は、サイズプレスで塗布がなされること、塗料中に含まれているある種の物質は、紙自身の中にも存在すること（例えば、てん料）、顔料を含まない材料（例えば、ポリ（塩化ビニル）の水分散液）を塗布した紙の場合では、纖維が認められることにより、問題が生じることがある。ただし、次に示す一以上的方法により、このような場合も処理することが可能である。</p> <p>（省 略）</p> <p>着色し又は印刷した紙及び板紙 (省 略)</p> <p>この類には、印刷した紙（商店名、商標、商品の意匠及び使用方法を印刷した個々の商店用の包装紙のようなもの）を含む。ただし、当該印刷された内容が包装用、筆記用等の本来の用途に對し付隨的なものであり、49類の印刷物を構成しないものに限る（類注12参照）。</p> <p>染み込ませた紙及び板紙</p> <p>この種の紙及び板紙の多くのものは、油、ろう、プラスチック等を紙又は板紙に浸透させて特殊な性質（例えば、耐水性、耐脂性及び時として、半透明性又は透明性）を与えるような方法で処理して得られる。これらは、広く保護用の包装材料又は絶縁材料に使用される。</p> <p><u>染み込ませた紙及び板紙には、油を染み込ませた包装紙、油又はろうを染み込ませた複写紙、ステンシルペーパー、プラスチック等を染み込ませた絶縁用の紙及び板紙、ゴム加工した紙並びにタール又は歴青物質を単に染み込ませた紙及び板紙を含む。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>(次葉へ)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>総説 (省 略)</p> <p>塗布した紙及び板紙 (省 略)</p> <p>特に次のような理由により、区別基準が明白でない場合がある。すなわち、薄く塗布した紙は、サイズプレスで塗布がなされること、塗料中に含まれているある種の物質は、紙自身の中にも存在すること（例えば、てん料）、顔料を含まない材料（例えば、ポリ塩化ビニルの水分散液）を塗布した紙の場合では、纖維が認められることにより、問題が生じることがある。ただし、次に示す一以上的方法により、このような場合も処理することが可能である。</p> <p>（省 略）</p> <p>着色し又は印刷した紙及び板紙 (省 略)</p> <p>この類には、印刷した紙（商店名、商標、商品の意匠及び使用方法を印刷した個々の商店用の包装紙のようなもの）を含む。ただし、当該印刷された内容が包装用、筆記用等の本来の用途に對し付隨的なものであり、49類の印刷物を構成しないものに限る（類注11参照）。</p> <p>染み込ませた紙及び板紙</p> <p>この種の紙及び板紙の多くのものは、油、ろう、プラスチック等を紙又は板紙に浸透させて特殊な性質（例えば、耐水性、耐脂性及び時として、半透明性又は透明性）を与えるような方法で処理して得られる。これらは、広く保護用の包装材料又は絶縁材料を染み込ませた紙及び板紙には、油を染み込ませた包装紙、油又はろうを染み込ませた複写紙、ステンシルペーパー、プラスチック等を染み込ませた絶縁用の紙及び板紙、ゴム加工した紙並びにタール又は歴青物質を単に染み込ませた紙及び板紙を含む。</p> <p>（省 略）</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>類の範囲</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>() 各種の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限る。）</p> <p>(A) 48.01 項、48.02 項、48.04 項及び48.05 項には、塗布していない機械すきの紙を含む。これらは、必要に応じ、サイジング及び簡単な仕上げ処理（例えば、カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ）がされている。48.02 項には、また、塗布していない手すきの紙を含む。これらには、上記と同様の処理がなされているものもある。48.03 項には、家庭用又は衛生用に供する種類の塗布していない紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含む。これらには、その項に記載されている処理がされたものもある。<u>この類の注3</u>には、48.01 項から48.05 項までの紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブに許容される加工を規定している。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> <p>項において別段の定めがある場合を除くほか、上記各項において2以上の項に属するとみられる紙及び板紙は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する（類注7）。</p> <p><u>また、48.01 項及び48.03 項から48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含むことに注意しなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの</p> <p class="list-item-l1">(2) 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超えて、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの</p> <p>一方、48.02 項、48.10 項及び48.11 項には、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状の紙及び板紙を含む（大きさを問わない。）。もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、この類注6の規定が適用される場合を除くほか、48.02 項に属する（類注7(A)）。</p> <p>なお、48.03 項又は48.09 項の物品に関しては、この類の注7(B)に記載されている寸法範囲が適用される。すなわち、次のものに限られる。</p> <p class="list-item-l1">(1) 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの</p> <p class="list-item-l1">(2) 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超えて、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの</p>	<p>(前葉より)</p> <p>類の範囲</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>() 各種の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限る。）</p> <p>(A) 48.01 項、48.02 項、48.04 項及び48.05 項には、塗布していない機械すきの紙を含む。これらは、必要に応じ、サイジング及び簡単な仕上げ処理（例えば、カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ）がされている。48.02 項には、また、塗布していない手すきの紙を含む。これらには、上記と同様の処理がなされているものもある。48.03 項には、家庭用又は衛生用に供する種類の塗布していない紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含む。これらには、その項に記載されている処理がされたものもある。<u>この類の注2</u>は、48.01 項から48.05 項までの紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブに許容される加工を規定している。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> <p>項において別段の定めがある場合を除くほか、上記各項において2以上の項に属するとみられる紙及び板紙は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する（類注6）。</p> <p><u>また、48.01 項、48.02 項、48.04 項から48.08 項まで、48.10 項及び48.11 項には、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含むことに注意しなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 幅が15センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの</p> <p class="list-item-l1">(2) 折り畳んでない状態において一辺の長さが36センチメートルを超えて、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの。もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、この類注6の規定が適用される場合を除くほか、48.02 項に属する（類注7(A)）。</p> <p>なお、48.03 項又は48.09 項の物品に関しては、この類の注7(B)に記載されている寸法範囲が適用される。すなわち、次のものに限られる。</p> <p class="list-item-l1">(1) 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの</p> <p class="list-item-l1">(2) 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超えて、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの</p>	

(次葉へ)

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>() 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート (48.12) 並びに製造たばこ用巻紙(特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかいかを問わない。) (48.13) 並びに壁紙その他これに類する壁面被覆剤(類注9に規定するもの)及びグラスペーパー(48.14) 並びに紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切つてあるかいかを問わない。) (48.15)</p> <p>() 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ただし、48.02項、48.10項及び48.11項又は上記()に属するものを除くものとし、ロール状のものに限る。)で、上記()に掲げる大きさ以下に切つたもの及び長方形(正方形を含む。)以外の形状に切つたもの並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品。これらは、48.16項から48.23項までのいずれかの項に属する。 48.12項、48.18項、48.22項及び48.23項並びに関連する解説において「製紙用パルプ」とは、47.01項から47.06項までのすべての物品、すなわち木材パルプ及び繊維素繊維を原料とするその他のパルプをいう。 ただし、この類には、この類の<u>注2及び注12</u>によつて除かれる物品を含まない。</p>	<p>(前葉より)</p> <p>() 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート (48.12) 並びに製造たばこ用巻紙(特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかいかを問わない。) (48.13) 並びに壁紙その他これに類する壁面被覆剤(類注8に規定するもの)及びグラスペーパー(48.14) 並びに紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切つてあるかいかを問わない。) (48.15)</p> <p>() 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ただし、上記()に属するものを除くものとし、ロール状のものに限る。)で、上記()に掲げる大きさ以下に切つたもの及び長方形(正方形を含む。)以外の形状に切つたもの並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品。これらは、48.16項から48.23項までのいずれかの項に属する。 48.12項、48.18項、48.22項及び48.23項並びに関連する解説において「製紙用パルプ」とは、47.01項から47.06項までのすべての物品、すなわち木材パルプ及び繊維素繊維を原料とするその他のパルプをいう。 ただし、この類には、この類の<u>注1及び注11</u>によつて除かれる物品を含まない。</p>	

	新	旧	備 考
48.01	<p>新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。） 「新聞用紙」という表現は、この類の<u>注4</u>に規定されている。 （省 略） この規定において、「木材パリプ」には竹の纖維を含まない。 この類の注8により、この項には、幅が36センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状又は折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超える、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状の新聞用紙のみを含む。</p> <p>この項の新聞用紙は、この類の<u>注3</u>に記載する加工が施されることもある。ただし、その他の加工が施された新聞用紙は、この項には含まれない。</p>	<p>新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。） 「新聞用紙」という表現は、この類の<u>注3</u>に規定されている。 （省 略） この規定において、「木材パリプ」には竹の纖維を含まない。 この類の注7(A)により、この項には、幅が15センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状又は折り畳んでない状態において一辺の長さが36センチメートルを超える、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状の新聞用紙のみを含む。</p> <p>この項の新聞用紙は、この類の<u>注2</u>に記載する加工が施されることもある。ただし、その他の加工が施された新聞用紙は、この項には含まれない。</p>	

	新	旧	備 考
48.02	<p>筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、<u>大きさを問わず</u>、第48.01 項又は第48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙 （省 略） <ul style="list-style-type: none"> - その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。） <u>4802.54</u> - - 重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの <u>4802.55</u> - - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上150 グラム以下のもの（ロール状のものに限る。） <u>4802.56</u> - - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上150 グラム以下のもの（折り畳んでない状態において1辺の長さが435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297 ミリメートル以下のシート状のものに限る。） <u>4802.57</u> - - その他のもの（重量が1平方メートルにつき40グラム以上150 グラム以下のものに限る。） <u>4802.58</u> - - 重量が1平方メートルにつき150 グラムを超えるもの <ul style="list-style-type: none"> - その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の10%を超えるものに限る。） <u>4802.61</u> - - ロール状のもの <u>4802.62</u> - - 折り畳んでない状態において1辺の長さが435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297 ミリメートル以下のシート状のもの <u>4802.69</u> - - その他のもの <u>この項の筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙は、この類の注5で規定されている。当該規定に合致している紙及び板紙は、常にこの項に分類される。</u> <u>手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、注7の規定が適用される場合を除くほか、この項に属する。</u> （次葉へ） </p>	<p>筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.01 項又は第48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙 （省 略） <u>その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。）</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>4802.51</u> - - 重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの <u>4802.52</u> - - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上150 グラム以下のもの <u>4802.53</u> - - 重量が1平方メートルにつき150 グラムを超えるもの <u>4802.60</u> - その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全纖維重量の10%を超えるものに限る。） </p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p><u>ただし、手すきの紙及び板紙でそのいずれかの縁が整えられ又は切断されたもの並びに機械すきの紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。もし、これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.17 項、48.21 項 又は48.23 項）に属する。</u></p> <p>この項の紙及び板紙は、この類の<u>注3</u>に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパー・カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まない（通常48.06 から48.11まで）。</p> <p>この項には、この類の<u>注5</u>の規定により、手すきの紙及び板紙のほか、次の物品を含む。</p> <p>(A)、(B) (省 略) <u>(C) せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙</u> (省 略)</p> <p>号の解説 4802.20 写真感光紙の原料に使用する種類の紙及び板紙とは、この類の<u>注5</u>によるほか、通常、ぼろパルプ（Rag pulp）から成る紙若しくは板紙又はぼろパルプを含有する上級の紙若しくは板紙であつて、異質物（特に鉄又は銅のような金属）を完全に除去したものをいう。</p> <p>4802.30 カーボン原紙とは、この類の<u>注5</u>によるほか、薄くて引き裂きにくい紙で、用途により一平方メートルにつき9グラムから70グラムの重量である。</p>	<p>(前葉より)</p> <p><u>手すきの紙及び板紙でそのいずれかの縁が整えられ又は切断されたもの並びに機械すきの紙及び板紙は、幅が15センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状のもの又は折り畳んでない状態において一辺の長さが36センチメートルを超える、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限りこの項に属する（類注7(A)参照）。もし、これらの紙及び板紙でその他の大きさ又は形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.17 項、48.21 項 又は48.23 項）に属する。</u></p> <p>この項の紙及び板紙は、この類の<u>注2</u>に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパー・カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まない（通常48.06 から48.11まで）。</p> <p>この項には、この類の<u>注4</u>の規定により、手すきの紙及び板紙のほか、次の物品を含む。</p> <p>(A)、(B) (省 略) <u>(C) せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙</u> (省 略)</p> <p>号の解説 4802.20 写真感光紙の原料に使用する種類の紙及び板紙とは、この類の<u>注4</u>によるほか、通常、ぼろパルプ（Rag pulp）から成る紙若しくは板紙又はぼろパルプを含有する上級の紙若しくは板紙であつて、異質物（特に鉄又は銅のような金属）を完全に除去したものをいう。</p> <p>4802.30 カーボン原紙とは、この類の<u>注4</u>によるほか、薄くて引き裂きにくい紙で、用途により一平方メートルにつき9グラムから70グラムの重量である。</p>	

新	旧	備 考
<p>48.03 トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、二つのカテゴリーの物品が含まれる。</p> <p>(1) トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これに類する家庭用又は衛生用の紙。ただし、幅が36センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注8に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにこの種の紙から作つたその他の家庭用又は衛生用の製品は、48.18項に属する。</p> <p>(2) セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。ただし、幅が36センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注8に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにセルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品は、48.18項、48.19項又は48.23項に属する。</p> <p>セルロースウォッディングは、すき間がある地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率は35%を超える多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が一平方メートルにつき20グラムに達するものである。</p> <p>セルロース繊維のウェブ(ティッシュ)は、締まつた地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率の最大値は35%であり、多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が一平方メートルにつき20グラムに達するものである。</p> <p>この項の物品には、この類の注3に記載する加工をしたもののがちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものがあることに注意しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p>	<p>48.03 トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、二つのカテゴリーの物品が含まれる。</p> <p>(1) トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これに類する家庭用又は衛生用の紙。ただし、幅が36センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注7(B)に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにこの種の紙から作つたその他の家庭用又は衛生用の製品は、48.18項に属する。</p> <p>(2) セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。ただし、幅が36センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注7(B)に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにセルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品は、48.18項、48.19項又は48.23項に属する。</p> <p>セルロースウォッディングは、すき間がある地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率は35%を超える多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が一平方メートルにつき20グラムに達するものである。</p> <p>セルロース繊維のウェブ(ティッシュ)は、締まつた地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率の最大値は35%であり、多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が一平方メートルにつき20グラムに達するものである。</p> <p>この項の物品には、この類の注2に記載する加工をしたもののがちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものがあることに注意しなければならない。また、この類の注7(A)においてこの項の物品に規定されている寸法基準は、この類の注7(A)に定められている48.01項、48.02項、48.04項から48.08項まで、48.10項及び48.11項の物品に対する寸法基準と異なることに注意しなければならない。</p> <p>(省略)</p>	

	新	旧	備 考
48.04	<p>クラフト紙及びクラフト板紙（塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02 項又は第48.03 項のものを除く。） （省 略）</p> <p>「クラフト紙及びクラフト板紙」については、この類の<u>注6</u>に規定がある。クラフト紙及びクラフト板紙のうち最も重要なものは、クラフトライナー、重袋用クラフト紙及びその他の包装用又は梱包用のクラフト紙である。</p> <p>「クラフトライナー」及び「重袋用クラフト紙」は、この類の号注1及び2に規定がある。クラフトライナーの定義における「木材パルプ」には竹の繊維を含まない。</p> <p><u>クラフト紙及びクラフト板紙は、幅が36センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状のもの又は折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限りこの項に属する（この類の注8参照）。</u>その他の大きさ又は形状に切つたものは、通常48.23 項に属する。</p> <p>この項の紙及び板紙は、この類の<u>注3</u>に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパー・カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まれない（通常、48.07、48.08、48.10 又は48.11）。</p>	<p>48.04</p> <p>クラフト紙及びクラフト板紙（塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02 項又は第48.03 項のものを除く。） （省 略）</p> <p>「クラフト紙及びクラフト板紙」については、この類の<u>注5</u>に規定がある。クラフト紙及びクラフト板紙のうち最も重要なものは、クラフトライナー、重袋用クラフト紙及びその他の包装用又は梱包用のクラフト紙である。</p> <p>「クラフトライナー」及び「重袋用クラフト紙」は、この類の号注1及び2に規定がある。クラフトライナーの定義における「木材パルプ」には竹の繊維を含まない。</p> <p><u>クラフト紙及びクラフト板紙は、幅が15センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状のもの又は折り畳んでない状態において一辺の長さが36センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限りこの項に属する（この類の注7(A)参照）。</u>その他の大きさ又は形状に切つたものは、通常48.23 項に属する。</p> <p>この項の紙及び板紙は、この類の<u>注2</u>に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパー・カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まれない（通常、48.07、48.08、48.10 又は48.11）。</p>	

新	旧	備 考
<p>48.05 その他の紙及び板紙（塗布していないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の<u>注3</u>に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）</p> <p>- 段ボール用中しん原紙</p> <p>4805.11 - - セミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙</p> <p>4805.12 - - わらパルプ製の段ボール用中しん原紙</p> <p>4805.19 - - その他のもの</p> <p>- テストライナー（再生ライナーボード）</p> <p>4805.24 - - 重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの</p> <p>4805.25 - - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの</p> <p>4805.30 - サルファイト包装紙</p> <p>4805.40 - フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード</p> <p>4805.50 - フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード</p> <p>- その他のもの</p> <p>4805.91 - - 重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの</p> <p>4805.92 - - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のもの</p> <p>4805.93 - - 重量が1平方メートルにつき225グラム以上のもの</p> <p>この項には、機械すきの塗布していない紙及び板紙でロール状又はシート状のもの（寸法については、この類の<u>注8</u>参照）のうち、48.01項から48.04項までに属しないものが含まれる。ただし、ある種の特殊な紙及び板紙並びに特殊な物品（48.06から48.08まで及び48.12から48.16まで）並びに<u>注3</u>で許容される加工以外の加工をした紙及び板紙、例えば、塗布し又は染み込ませた紙及び板紙（48.09から48.11まで）は含まない。</p> <p>この項に属する紙及び板紙の例としては、次の物品がある。</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) この類の<u>号注6</u>に規定するサルファイト包装紙。この規定において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。</p> <p>(4)～(6) (省略) (省略)</p> <p>(次葉へ)</p>	<p>48.05 その他の紙及び板紙（塗布していないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の<u>注2</u>に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）</p> <p>4805.10 - 段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）</p> <p>- 多層ずきの紙及び板紙</p> <p>4805.21 - - 各層をさらしたもの</p> <p>4805.22 - - 外層の一方のみをさらしたもの</p> <p>4805.23 - - 三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの</p> <p>4805.29 - - その他のもの</p> <p>4805.30 - サルファイト包装紙</p> <p>4805.40 - フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード</p> <p>4805.50 - フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード</p> <p>4805.60 - その他の紙及び板紙（重量が1平方メートルにつき150グラム以下のものに限る。）</p> <p>4805.70 - その他の紙及び板紙（重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のものに限る。）</p> <p>4805.80 - その他の紙及び板紙（重量が1平方メートルにつき225グラム以上のものに限る。）</p> <p>この項には、機械すきの塗布していない紙及び板紙でロール状又はシート状のもの（寸法については、この類の<u>注7(A)</u>参照）のうち、48.01項から48.04項までに属しないものが含まれる。ただし、ある種の特殊な紙及び板紙並びに特殊な物品（48.06から48.08まで及び48.12から48.16まで）並びに<u>注2</u>で許容される加工以外の加工をした紙及び板紙、例えば、塗布し又は染み込ませた紙及び板紙（48.09から48.11まで）は含まない。</p> <p>この項に属する紙及び板紙の例としては、次の物品がある。</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) この類の<u>号注4</u>に規定するサルファイト包装紙。この規定において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。</p> <p>(4)～(6) (省略) (省略)</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>号の解説 4805.19</p> <p><u>4805.19号に含まれる段ボール用中しん原紙「ヴェレンシュトフ」は、大部分を再生パルプから製造したロール状の紙及び板紙で、添加物（例えばでんぶん）を含み、1平方メートルにつき少なくとも100 グラムあり、C M T 30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム平方メートルにつき1.6 ニュートンを超えるものである。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>48.06 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。） （省略） 透明又は半透明の光沢紙は、主として無色であるが、パルプの段階で着色剤が添加され、さまざまに着色されたもの（半透明の光沢紙）も作られる。これらは、一般に硫酸紙又は耐脂紙よりも浸透性がある。しかし、これらもまた、食料品、砂糖菓子等の包装に、窓付き封筒の窓の製造用に又は細片にしてチョコレート等の上質な包装材料として使用される。 この項の物品の寸法については、この類の<u>注8</u>を参照 （省略）</p>	<p>48.06 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。） （省略） 透明又は半透明の光沢紙は、主として無色であるが、パルプの段階で着色剤が添加され、さまざまに着色されたもの（半透明の光沢紙）も作られる。これらは、一般に硫酸紙又は耐脂紙よりも浸透性がある。しかし、これらもまた、食料品、砂糖菓子等の包装に、窓付き封筒の窓の製造用に又は細片にしてチョコレート等の上質な包装材料として使用される。 この項の物品の寸法については、この類の<u>注7(A)</u>を参照 （省略）</p>	

	新	旧	備 考
48.07	<p>接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。） （削除） （省略） 張り合わせた紙及び板紙で高品質のもの（積層の特徴が簡単には見分けられないもの）は、印刷用又は文房具用に供される。その他のものは、箱製造用又は製本用に供される。 この項の物品の寸法については、この類の<u>注8</u>を参照。 （省略）</p>	<p>48.07</p> <p>接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。） <u>4807.10 - ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙</u> <u>4807.90 - その他のもの</u> （省略） 張り合わせた紙及び板紙で高品質のもの（積層の特徴が簡単には見分けられないもの）は、印刷用又は文房具用に供される。その他のものは、箱製造用又は製本用に供される。 この項の物品の寸法については、この類の<u>注7(A)</u>を参照。 （省略）</p>	

	新	旧	備 考
48.08	<p>コレゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03 項の紙を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、ロール状又はシート状の各種の紙で、製造中又は製造後において、表面が平らでなく又は均一でなくなるような方法で加工がされているという一般的な特徴を有するものを含む。この項の物品の寸法については、この類の<u>注8</u>を参照。この項には、次の物品を含む。</p> <p>(省 略)</p>	<p>48.08</p> <p>コレゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03 項の紙を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、ロール状又はシート状の各種の紙で、製造中又は製造後において、表面が平らでなく又は均一でなくなるような方法で加工がされているという一般的な特徴を有するものを含む。この項の物品の寸法については、この類の<u>注7 (A)</u>を参照。この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(4)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	

新		
<p>48.09 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） （省 略） この項には、塗布し、染み込ませ又はその他の方法によつて得られるある種の紙で、ロール状又はシート状のものを含む。<u>この項の物品の寸法については、この類の注8を参照。これらの条件を満たさない紙は、48.16項に属する（これらの紙の詳細は48.16項の解説参照。）。</u> （省 略）</p>	<p>48.09 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） （省 略） この項には、塗布し、染み込ませ又はその他の方法によつて得られるある種の紙で、ロール状又はシート状のものを含む。<u>また、この類の注7(B)に規定するこの項の物品の寸法基準は、この類の注7(A)に定められている48.01項、48.02項、48.04項から48.08項まで、48.10項及び48.11項の物品の寸法基準と異なることに注意しなければならない。</u> （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>48.10 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。）</p> <p><u>4810.13 - - ロール状のもの</u></p> <p><u>4810.14 - - 折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの</u></p> <p><u>4810.19 - - その他のもの</u></p> <p>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の10%を超えるものに限る。）</p> <p><u>4810.22 - - 軽量コート紙</u> (省略) - その他の紙及び板紙</p> <p><u>4810.92 - - 多層ずきのもの</u> (省略) カオリン（China clay）以下の無機物質で、通常、塗布に使用されるものには、硫酸バリウム、けい酸マグネシウム、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、酸化亜鉛及び金属粉を含む（この類の総説の「塗布した紙及び板紙」参照）。この項に記載する無機質の塗布材料には、例えば、紙の表面特性を高めるための少量の有機物質を含むものもある。 この項には、筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（このカテゴリーの軽量コート紙については、<u>号注7</u>に規定がある（この注において「木材パルプ」には、竹の纖維を含まない。。）、クラフト紙及びクラフト板紙並びに多層ずきの紙及び板紙（48.05項の解説に記載）を含む（カオリンその他の無機物質を塗布したものに限る。）。</p> <p>(次葉へ)</p>	<p>48.10 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全纖維重量の10%以下のものに限る。）</p> <p><u>4810.11 - - 重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの</u></p> <p><u>4810.12 - - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの</u></p> <p>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全纖維重量の10%を超えるものに限る。）</p> <p><u>4810.21 - - 軽量コート紙</u> (省略) - その他の紙及び板紙</p> <p><u>4810.91 - - 多層ずきのもの</u> (省略) カオリン（China clay）以下の無機物質で、通常、塗布に使用されるものには、硫酸バリウム、けい酸マグネシウム、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、酸化亜鉛及び金属粉を含む（この類の総説の「塗布した紙及び板紙」参照）。この項に記載する無機質の塗布材料には、例えば、紙の表面特性を高めるための少量の有機物質を含むものもある。 この項には、筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（このカテゴリーの軽量コート紙については、<u>号注5</u>に規定がある（この注において「木材パルプ」には、竹の纖維を含まない。。）、クラフト紙及びクラフト板紙並びに多層ずきの紙及び板紙（48.05項の解説に記載）を含む（カオリンその他の無機物質を塗布したものに限る。）。</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p><u>紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.17 項、48.21 項 又は48.23 項）に属する。</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)、(b) (省 略)</p> <p>(c) <u>診断用又は理化学用の試薬を染み込ませたストリップ(38.22)</u></p> <p>(d) <u>壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスベーパー(48.14)</u></p> <p>(e) <u>通信用カード及び48.17 項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙</u></p> <p>(f)、(g) (省 略)</p> <p>。。。</p> <p>号の解説 <u>4810.13、4810.14、4810.19、4810.22 及び4810.29</u> (省 略)</p> <p><u>4810.92</u> (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p><u>この項に属する物品の寸法については、この類の注7(A)参照。</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)、(b) (省 略)</p> <p>(c) <u>壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスベーパー(48.14)</u> (新 設)</p> <p>(d)、(e) (省 略)</p> <p>。。。</p> <p>号の解説 <u>4810.11、4810.12、4810.21 及び4810.29</u> (省 略)</p> <p><u>4810.91</u> (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限りるものとし、第48.03 項、第48.09 項又は第48.10 項の物品を除く。） （省 略） <ul style="list-style-type: none"> - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙 <u>4811.41</u> - - セルフアドヒーシプのもの <u>4811.49</u> - - その他のもの <ul style="list-style-type: none"> - プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 <u>4811.51</u> - - さらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの <u>4811.59</u> - - その他のもの <u>4811.60</u> - ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 （省 略） <p>紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.23項）に属する。これらの条件並びにこの項及び項の解説の末尾に掲げる除外規定に従うことを条件として、この項には、次の物品（ロール状又はシート状のものに限る。）を含む。</p> <p>(A)、(B) （省 略） (C) 塗布し又は被覆した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。ただし、プラスチックを塗布し又は被覆した紙又は板紙にあつては、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えないものに限る（この類の注2(g)参照）。</p> <p>飲料及びその他の食用品の包装の製造のための紙及び板紙であつて、中身に関する説明文及びイラストレーションが印刷されており、両面を透明の薄いプラスチックシートで被覆したもの（包装の内側の面に金属のはくの裏張りがあるものもある。）もこの項に含まれる。これらの物品は個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印が付いているものもある。</p> <p style="text-align: center;">（次葉へ）</p> </p>	<p>48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限りるものとし、第48.03 項、第48.09 項又は第48.10 項の物品を除く。） （省 略） <ul style="list-style-type: none"> - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙 <u>4811.21</u> - - セルフアドヒーシプのもの <u>4811.29</u> - - その他のもの <ul style="list-style-type: none"> - プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 <u>4811.31</u> - - さらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの <u>4811.39</u> - - その他のもの <u>4811.40</u> - ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 （省 略） <p>この類の7(A)の規定並びにこの項及び項の解説の末尾に掲げる除外規定に従うことと条件として、この項には、次の物品（ロール状又はシート状のものに限る。）を含む。</p> <p>(A)、(B) （省 略） (C) 塗布し又は被覆した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。ただし、プラスチックを塗布し又は被覆した紙又は板紙にあつては、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えないものに限る（この類の注1(g)参照）。</p> <p>飲料及びその他の食用品の包装の製造のための紙及び板紙であつて、中身に関する説明文及びイラストレーションが印刷されており、両面を透明の薄いプラスチックシートで被覆したもの（包装の内側の面に金属のはくの裏張りがあるものもある。）もこの項に含まれる。これらの物品は個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印が付いているものもある。</p> <p style="text-align: center;">（次葉へ）</p> </p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>(D) 表面に単色又は多色で着色した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(表面に大理石模様を入れた紙及び図案を印刷した紙を含む。)で、かつ、これらの印刷されたモチーフ、文字又は絵がそれらの本来の用途に対し付隨的なものであり、49類の印刷物を構成してないもの(この類の<u>注12</u>及び総説の「着色し又は印刷した紙及び板紙」参照) この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(h) (省 略)</p> <p><u>(ij) 通信用カード及び48.17 項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙</u></p> <p><u>(k)</u> (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>(D) 表面に単色又は多色で着色した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(表面に大理石模様を入れた紙及び図案を印刷した紙を含む。)で、かつ、これらの印刷されたモチーフ、文字又は絵がそれらの本来の用途に対し付隨的なものであり、49類の印刷物を構成してないもの(この類の<u>注11</u>及び総説の「着色し又は印刷した紙及び板紙」参照) この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(h) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(ij)</u> (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
48.14	<p>壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー (省略)</p> <p>(A) 壁紙その他これに類する壁面被覆材 この類の<u>注9</u>により、「壁紙その他これに類する壁面被覆材」とは、次の物品に限られる。</p> <p>(a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が45センチメートル以上160センチメートル以下の次のもの</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。） これらの壁面被覆材は、洗浄可能であり、かつ、研磨材料製品に対する抵抗性は上記(1)に記載したものよりも大きい。<u>ポリ（塩化ビニル）</u>の層を有する物品は、「ビニル製壁面被覆材」又は「ビニル製壁紙」とも呼ばれる。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(b)、(c) (省略)</p> <p>(B) (省略)</p> <p>号の解説 4814.10 「イングレイン」ペーパーとは、この類の<u>注9</u>の(a)の()に規定された紙をいう。</p>	<p>48.14</p> <p>壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー (省略)</p> <p>(A) 壁紙その他これに類する壁面被覆材 この類の<u>注8</u>により、「壁紙その他これに類する壁面被覆材」とは、次の物品に限られる。</p> <p>(a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が45センチメートル以上160センチメートル以下の次のもの</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。） これらの壁面被覆材は、洗浄可能であり、かつ、研磨材料製品に対する抵抗性は上記(1)に記載したものよりも大きい。<u>塩化ビニル</u>の層を有する物品は、「ビニル製壁面被覆材」又は「ビニル製壁紙」とも呼ばれる。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(b)、(c) (省略)</p> <p>(B) (省略)</p> <p>号の解説 4814.10 「イングレイン」ペーパーとは、この類の<u>注8</u>の(a)の()に規定された紙をいう。</p>	

新	旧	備 考
<p>48.17 紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの (省略) この項には、通信に使用する種類の紙又は板紙製の書簡用紙、例えば、封筒、封かん葉書、郵便葉書(通信用カードを含む。)を含む。ただし、ルーズシート状又はブロック状の分離されている筆記用紙及び次に記載したある種の製品は含まれない。 これらの物品には、住所、氏名、商標、装飾、紋章、イニシャル等が書簡用紙としての用途に対し単に付隨的に印刷されたものがある。 (省略) 通信用カードは、縁がデッケル耳若しくは金縁となつていて、角が丸いもの又は書簡用紙としての用途を明らかに表示する印刷その他の調製がされたもの以外は、この項には属さない。このような調製がなされてない普通のカードは、48.02項、48.10項、48.11項又は48.23項に属する。 (省略) この項には、更に次の物品を含まない。 (a) シート状のレターペーパー(折り畳んであるかないか、印刷してあるかないか又は容器に詰められてあるかないかを問わない。)(48.02、48.10又は48.11) (b) 48.20項の便せん、メモ帳等 (c)~(f) (省略)</p>	<p>48.17 紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの (省略) この項には、通信に使用する種類の紙製の書留用紙、例えば、封筒、封かん葉書、郵便葉書(書留用カードを含む。)を含む。ただし、ルーズシート状又はブロック状の分離されている筆記用紙及び次に記載したある種の製品は含まれない。 これらの物品には、住所、氏名、商標、装飾、紋章、イニシャル等が書留用紙としての用途に対し単に付隨的に印刷されたものがある。 (省略) 書留用カードは、縁がデッケル耳若しくは金縁となつていて、角が丸いもの又は書簡用紙としての用途を明らかに表示する印刷その他の調製がされたもの以外は、この項には属さない。このような調製がなされてない普通のカードは、通常、印刷されてない名刺と同様、48.23項に属する。 (省略) この項には、更に次の物品を含まない。 (a) 48.20項のメモ帳等 (b) シート状のレターペーパー(折り畳んであるかないか、印刷してあるかないか又は容器に詰められてあるかないかを問わない。)(48.23) (c)~(f) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>48.20 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸収紙、バインダー、書類鉗み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー （省略） この項には、48.17 項の通信用の物品及びこの類の<u>注10</u>に規定する物品を除き、各種の文房具及び事務用品を含む。これには、次の物品を含む。 (1)~(8) （省略） （省略） この項の製品は、紙以外の材料（例えば、革、プラスチック又は紡織用繊維材料）で装ていされ、金属、プラスチック等の補強又は取付けが行われることがある。 一方、主として木材、大理石等で作られている卓上メモブロックのような製品は、その構成材料により木材、代理石等の製品に分類される。練習用紙その他の筆記用紙のルーズシート（ルーズリーフブック用の穴をあけたシートを含む。）は、一般に、<u>48.02 項、48.10 項、48.11 項又は48.23 項</u>に属する。アルバム用のルーズリーフシートもこの項に属さず、その特性により他の項に属する。 （省略） </p>	<p>48.20 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸収紙、バインダー、書類鉗み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー （省略） この項には、48.17 項の通信用の物品及びこの類の<u>注9</u>に規定する物品を除き、各種の文房具及び事務用品を含む。これには、次の物品を含む。 (1)~(8) （省略） （省略） この項の製品は、紙以外の材料（例えば、革、プラスチック又は紡織用繊維材料）で装ていられ、金属、プラスチック等の補強又は取付けが行われることがある。 一方、主として木材、大理石等で作られている卓上メモブロックのような製品は、その構成材料により木材、代理石等の製品に分類される。練習用紙その他の筆記用紙のルーズシート（ルーズリーフブック用の穴をあけたシートを含む。）は、一般に<u>48.23 項</u>に属する。アルバム用のルーズリーフシートもこの項に属さず、その特性により他の項に属する。 （省略） </p>	

	新	旧	備 考
48 . 23	<p>その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品</p> <ul style="list-style-type: none"> - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。） <p><u>4823.12 - - セルファアドヒーシブのもの</u> (省 略) (削 除)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) <u>紙及び板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブで、この類の前項までのいずれの項にも含まれないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 幅が36センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの - 折り畳んでない状態において、いずれの辺も長さが36センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状のもの - 長方形（正方形を含む。）以外の形狀に切つたもの しかしながら、48.02 項、48.10 項及び48.11 項の紙及び板紙で、ストリップ状、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものは、大きさを問わずこれらの項に属することに注意しなければならない。 <p>(B) <u>製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品で、この類の前項までのいずれの項にも含まれず、かつ、この類の注2によつても除外されないもの</u> (次葉へ)</p>	<p>48 . 23</p> <p>その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品</p> <ul style="list-style-type: none"> - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。） <p><u>4823.11 - - セルファアドヒーシブのもの</u> (省 略) <u>- その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）</u></p> <p><u>4823.51 - - 印刷し、型押しをし又はせん孔したもの</u> <u>4823.59 - - その他のもの</u> (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) <u>紙及び板紙で、この類の前項までのいずれの項にも含まれないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 幅が15センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの - 折り畳んでない状態において、いずれの辺も長さが36センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状のもの - 長方形（正方形を含む。）以外の形狀に切つたもの <p>(B) <u>セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブでこの類の前項までのいずれの項にも含まれないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 幅が36センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの - 折り畳んでない状態において、いずれの辺も長さが36センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状のもの - 長方形（正方形を含む。）以外の形狀に切つたもの <p>(C) <u>製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品で、この類の前項までのいずれの項にも含まれず、かつ、この類の注1によつても除外されないもの</u> (次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>この項には、したがつて次の物品を含む。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 印刷した自動記録装置用の目盛り紙で、長方形（正方形を含む。）以外のもの</p> <p>(3) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙で、この類の前項までの項に含まれないもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に切つたものに限る。）</p> <p>(4)、(5) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(6) 組物又はその他に使用する塗布してないストリップ状の紙でグラフィック用に供する以外のもの（折つてあるかないか又は塗布してあるかないかを問わない。）</p> <p>(7)～(9) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(10) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙（この類の<u>注11</u>参照）。これらは、織機を運転するのに必要な穴があけられているもの（「パンチ」した紙及び板紙カード）である。</p> <p>(11)～(17) (省 略)</p> <p>この類の<u>注2</u>によつて除かれる物品のほか、この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 診断用又は理化学用の試薬を染み入ませたストリップ（38.22）</p> <p>(c) 繊維板（44.11）</p> <p>(d) 48.02 項の筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しないストリップ状の紙</p> <p>(e) 48.10 項又は48.11 項の塗布し、被覆し又は染み入ませたストリップ状の紙</p> <p>(f)～(n) (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>この項には、したがつて次の物品を含む。</p> <p>(1) 粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤</p> <p>(4) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙で、この類の前項までの項に含まれないもの（ルーズレターペーパー、フルスカッパー、ペーパーのようなもの）</p> <p>(5)、(6) (省 略)</p> <p>(7) モノタイプ紙、ニューステープ用の紙その他これらに類する穴あけされた縁を有するストリップ状のもの及び計算機又は統計機械用の紙又はカード</p> <p>(8) 組物その他に使用するストリップ状の紙（折つてあるかないか又は塗布してあるかないかを問わない。ただし、診断用又は理化学用の試薬を染み入ませたストリップは38.22 項に属する。）</p> <p>(9)～(11) (省 略)</p> <p>(12) せん孔カード式機械用のカード（せん孔していないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない。）</p> <p>(13) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙（この類の<u>注10</u>参照）。これらは、織機を運転するのに必要な穴があけられているもの（「パンチ」した紙及び板紙カード）である。</p> <p>(14)～(20) (省 略)</p> <p>この類の<u>注1</u>によつて除かれる物品のほか、この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 繊維板（44.11）</p> <p>(c)～(k) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第49類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、 タイプ文書、設計図及び図案</p> <p>注 1 (省 略) 2 この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、<u>自動データ処理機械</u>により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものと含む。 3 ~ 6 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省 略)</p> <p>この類において「印刷したもの」には、通常の手工的印刷（例えば、原版以外の版木による版画印刷）又は機械印刷（凸版印刷、オフセット印刷、石版印刷、グラビア印刷等）による複写物だけでなく、複写機により複写したもの、<u>自動データ処理機械</u>により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたもの（この類の注2参照）を含むものとし、印刷されたキャラクター（例えば、各種の文字、数字、速記記事、モールス符号その他の符号、点字、音符、絵及び図）の形態の別を問わない。ただし、「印刷したもの」には、色彩若しくは装飾的印刷又は繰り返し模様の印刷によるものを含まない。 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第49類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、 タイプ文書、設計図及び図案</p> <p>注 1 (省 略) 2 この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、<u>コンピュータ</u>により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものと含む。 3 ~ 6 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省 略)</p> <p>この類において「印刷したもの」には、通常の手工的印刷（例えば、原版以外の版木による版画印刷）又は機械印刷（凸版印刷、オフセット印刷、石版印刷、グラビア印刷等）による複写物だけでなく、複写機により複写したもの、<u>コンピュータ</u>により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたもの（この類の注2参照）を含むものとし、印刷されたキャラクター（例えば、各種の文字、数字、速記記事、モールス符号その他の符号、点字、音符、絵及び図）の形態の別を問わない。ただし、「印刷したもの」には、色彩若しくは装飾的印刷又は繰り返し模様の印刷によるものを含まない。 (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
49.07	<p>郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（<u>発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。</u>）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券 （省 略）</p> <p>これらの物品には、次のようなものがある。</p> <p>(A) スタンプ（印刷したものに限る。）：これらの物品は、使用されていないもの（すなわち、消印のないもの）で、かつ、<u>発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するものに限る。</u>この項のスタンプ類は、紙に各種のデザイン及び色を印刷したもので、通常、のりが塗布されており、その物品の価値の表示及び特定の用途又はその物品の意図する用途の表示が印刷されているものである。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(3) （省 略） （省 略）</p> <p>(B) スタンプした封筒、封かん葉書、郵便葉書等：上記種類の郵便切手を印刷し又は押印したもの（<u>消印のないもので、かつ、発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するものに限る。</u>）又は返信用郵便スタンプを印刷し又は押印したもの</p> <p>(C)~(F) （省 略） （省 略）</p>	<p>郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（<u>本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。</u>）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券 （省 略）</p> <p>これらの物品には、次のようなものがある。</p> <p>(A) スタンプ（印刷したものに限る。）：これらの物品は、使用されていないもの（すなわち、消印のないもの）で、かつ、<u>本邦において通用しているもの又は本邦において発行するためのものに限る。</u>この項のスタンプ類は、紙に各種のデザイン及び色を印刷したもので、通常、のりが塗布されており、その物品の価値の表示及び特定の用途又はその物品の意図する用途の表示が印刷されているものである。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(3) （省 略） （省 略）</p> <p>(B) スタンプした封筒、封かん葉書、郵便葉書等：上記種類の郵便切手を印刷し又は押印したもの（<u>本邦において通用し又は発行するもので、使用しないものに限る。</u>）又は返信用郵便スタンプを印刷し又は押印したもの</p> <p>(C)~(F) （省 略） （省 略）</p>	

	新	旧	備 考
49.11	<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。） （省略）</p> <p>使用時に手書き又はタイプ打ちによつて完成するある種の印刷物にあつては、当該物品が本質的に印刷物であれば、この項に含まれる（48類注12参照）。したがつて、印刷された書式類（例えば、雑誌の購読申込書）、クーポン式の旅行券のブランク（例えば、航空、鉄道及び自動車）、回覧文、身分証明書及びその他の物品（伝言、通知事項等が印刷されたもの）で、細目（例えば、日付及び名前）を記入することのみが必要となるものは、この項に含まれる。ただし、記入及び確認が必要な、株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手帳は、49.07 項に属する。</p> <p>他方、手書き用又はタイプ用という本来の用途に対して単に付隨的である印刷を伴う事務用品類は48類に属する（48類注12、48.17 項及び48.20 項の解説参照）。</p> <p>（省略）</p>	<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。） （省略）</p> <p>使用時に手書き又はタイプ打ちによつて完成するある種の印刷物にあつては、当該物品が本質的に印刷物であれば、この項に含まれる（48類注11参照）。したがつて、印刷された書式類（例えば、雑誌の購読申込書）、クーポン式の旅行券のブランク（例えば、航空、鉄道及び自動車）、回覧文、身分証明書及びその他の物品（伝言、通知事項等が印刷されたもの）で、細目（例えば、日付及び名前）を記入することのみが必要となるものは、この項に含まれる。ただし、記入及び確認が必要な、株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手帳は、49.07 項に属する。</p> <p>他方、手書き用又はタイプ用という本来の用途に対して単に付隨的である印刷を伴う事務用品類は48類に属する（48類注11、48.17 項及び48.20 項の解説参照）。</p> <p>（省略）</p>	